○農林水産省告示第四百六十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十三年七月十五日に消滅したものとみなされる。

平成二十四年二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第19607号
2　登録年月日　平成22年7月14日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　ザンフルコー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Chrysanthemum Breeders Association Research B.V.　Zonneveldslaan 15, 2235SC Valkenburg ZH, The Netherlands

○農林水産省告示第四百六十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十三年七月二十日に消滅したものとみなされる。

平成二十四年二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第6670号
2　登録年月日　平成10年7月17日
3　農林水産植物の種類
Cattleya Group
4　登録品種の名称　ラブキャッスルクレナイ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社日比谷アミューズメントプランニング　静岡県賀茂郡西伊豆町仁科2848番地1

○農林水産省告示第四百六十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十三年七月二十八日に消滅したものとみなされる。

平成二十四年二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第9174号
2　登録年月日　平成13年7月27日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　まりこ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
信州うえだ農業協同組合　長野県上田市大手二丁目7番10号

○農林水産省告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　三重県津市美杉町上多気字サイガシ一一〇一、美杉町川上字小瀬戸九五八

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　三重県津市美杉町奥津字サガノ一九六四の一一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町大内山字奥ノ谷五〇三四から五〇三八まで、五〇三八の一、五〇三八の二、五〇三九、五〇四〇、五〇四〇の一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町大内山字橋ヶ谷四九二の二七、五〇〇四、五〇〇七、五〇〇七の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県度会郡南伊勢町切原字ハライド一三二〇の二から一三二〇の四まで、一三二〇の八、一三二〇の一一、一三二〇の一五、一三二〇の二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ハライド一三二〇の二から一三二〇の四まで・一三二〇の八・一三二〇の一一・一三二〇の一五・一三二〇の二二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町田引字小谷三八二、三八三、三八六の二一、四〇二、四〇三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小谷三八三・三八六の二一・四〇三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。